

## 角田達彌家文書 解題

### 1. 請求番号

P83071

### 2. 文書群名

角田達彌家文書

### 3. 伝存地

高崎市あら町

### 4. 資料形式

古文書、画像データ

### 5. 数量

248点（文書番号では、No.1～117迄）

### 6. 年代

慶長20年（1615）5月7日～明治8年（1875）11月

### 7. 地名

群馬郡高崎宿新町／高崎町新町（明治22年～）／高崎市新町（明治33年～）／高崎市あら町（平成17年～）

### 8. 管轄

高崎藩／高崎県／第一次群馬県／熊谷県／第二次群馬県

### 9. 伝来

高崎城下の高崎宿新町（現、あら町）で江戸時代に問屋・年寄役を務

めた角田家に伝来した文書群である。

昭和58年（1983）7月27・28日に、高崎市歴史民俗資料調査により宮城県仙台市の角田家において調査及び一部の写真撮影を行った。平成23年（2011）6月21・22日に高崎市立中央図書館が再度調査を行い、文書群全体の目録作成及び写真撮影を行った。同年8月15日付で高崎市立中央図書館へ111点（レコード点数では235点、文書群の全てではない）が寄託され、令和2年（2020）3月27日付で同館へ寄贈となった。同年5月29日には残る13点も寄贈となり、文書群全体が中央図書館所蔵となっている（124点、レコード点数では248点）。

### 10. 地域の概要

高崎城下の高崎宿新町（現、あら町）は、和田氏の時代から民家があったとされ、町名の由来は未詳であるが城主より賜った名であるとい伝えられている。新町は、慶長年中（1596～1615）から伝馬を、寛永9年（1632）からは問屋を勤め、慶長年間から地子を免除されていたという（「高崎志」）。なお、竜広寺に残る石塔型墓銘に「文禄二癸巳年（1593）二月 従箕輪当地引越 新町居住ス」とあることから、慶長3年（1598）に高崎城が築城され城下の町割がされる以前から居住者がいたことが伺える（『墓石は語る』）。中山道に面し、町の長さ3町2間3尺、市は7月12日・12月27日に立った。商家は少なく、旅人宿・茶屋・菓子屋・荒物店・酒造及酒小売店等・蕎麦屋・青物屋・石工職等が見られた。また飛脚屋島屋が延享2年（1745）に開業している。戸数は明治3年（1870）正月に130戸、明治5年6月には267戸とある（「更正高崎旧事記」）。現町域には真言宗延養寺のほか延養寺の末寺真福寺、普化宗清海寺があった。鎮守である諏訪神社は箕輪城下の下ノ社を慶長4年に勧請したものと伝わる。

明治22年（1889）に高崎町新町、明治33年に高崎市新町となり、平成17年（2005）に高崎市と多野郡新町が合併したことに伴い、あら町と町名を改めた。

## 11. 文書群の特徴

角田家文書は、高崎藩士川野辺寛が藩主松平輝和の命により寛政2年(1790)2月に編纂した高崎の地誌「高崎志」(旧版『高崎市史』第3巻所収)の「新町(アラマチ)」の項に、「大坂御陣ノ時高関村(現高崎市)ニ居タリシ角田儀右衛門ト云者、酒井家次ノ供シテ上リ、天王寺ノ合戦ニ、比類希ナル働シテ、感状ヲ賜リ、子孫今ニ酒井家ニ仕フ、今ノ問屋角田八左衛門ガ先祖ハ、彼儀右衛門ガ弟ニシテ、共ニ酒井氏ニ仕ヘシガ、後酒井氏(越後国)高田ニ移レシニ及テ、暇ヲ乞テ高関村ニ帰ル、其後故アリテ城下ニ来リ、(新町辺の庄屋であった飯塚)常仙ガ跡ヲ継シトナリ」と記されている角田八左衛門家に伝来した文書群である。同書には「此町(新町)慶長年中ヨリ伝馬ヲツトメテ、寛永九年(1632)ヨリ田町ト同シク問屋ヲツトム」とあり、この新町の問屋役(及び年寄役)を江戸時代に務めたのが角田八左衛門家である。この「高崎志」の角田家部分の抄出記事は同家文書中にも残る(No.73)。川野辺寛が「高崎志」を編纂するために提出させたと推定される寛政元年(1789)付の高崎宿及び角田家の由緒に係る文書写(No.48-1、No.48-2、No.49)も同家文書中に残されている。

角田家文書中には角田家と八左衛門がその役職を継いだ飯塚家分も含む由緒・系図が、上記以外にも複数残る(No.19、No.76、No.77-1、No.77-2、No.79、No.80など)。それらによれば、角田氏の先祖は和田義盛であり、新町の飯塚常仙の跡を継いだ際の当主角田八左衛門(初代)の父は角田主水で、主水の父(八左衛門にとっては祖父)は伊豆国の郷士であった角田外記である。外記は永禄年中(1558~1570)に武田信玄に仕え、その子主水は信玄から後に高崎となる和田城主和田氏への加勢を命じられ、天正18年(1590)の小田原落城まで和田氏に従った。落城後、主水は高関村(現高崎市)に住んだ。主水には男子4人(儀右衛門、八左衛門、忠兵衛、平右衛門)と女子1人(戒名は洞源院殿華屋桃春大姉)があった。主水の長男儀右衛門は大坂の陣の時、高崎城主であった酒井家次(高崎在城は慶長9年〔1604〕12月~元和2年〔1616〕10月迄)に従い出陣し、天王寺の戦いで手柄をたて家次の息子忠勝より慶長20

年(1615=元和元年)5月7日付の感状(No.108)をもらっている。その後、儀右衛門家は酒井家家臣として越後国高田・信濃国松代・出羽国庄内へと従っている。なお、この感状については、主水方に置かれ、その後儀右衛門家ではなく次男の八左衛門家が所持したとある(No.76、79、80)。主水の次男八左衛門も慶長年中には酒井家次に仕え、元和2年(1616)10月に酒井家が高崎から高田へと国替(転封)になった時は八左衛門もそれに従うが、本国に住む父主水が「年寄不行歩」になったため介抱のため酒井家から暇を貰い高関村に帰った。この酒井家の高崎から高田への国替の年である元和2年あるいは松代から庄内への国替の年である元和8年のどちらかと推定される6月20付の兄儀右衛門から弟八左衛門宛の書状も残されている(No.107)。その後、高関村に帰った(初代)八左衛門は高崎新町庄屋飯塚大炊之助方へ入贅に入り、新町の問屋・年寄役を務めた(ただし、以後も飯塚ではなく角田を名乗る)。老年後は高関村に住んだとある(No.76)。ところが、別の由緒書(No.79、80)では、(初代)八左衛門は高関村に帰村しているが、新町の飯塚大炊之助方へ入贅に入ったのは、(初代)八左衛門の子である(2代)八左衛門であると記され、新町の問屋・年寄役を務めた後、老年後は高関村に住んだとある。このように残された複数の由緒書には異同があるため、注意が必要である。

角田八左衛門が贅養子に入った飯塚家の当主は大炊之助で庄屋を務めており、その一人娘と婚姻しての入贅である。大炊之助の父は飯塚常仙で、常仙の父(大炊之助の祖父)は飯塚但馬である。飯塚但馬は根子(小)屋村(現高崎市)の「郷士」であり根子屋村城の城主であったが、「落城」(おそらく小田原落城)後は赤坂庄和田村(後の高崎城下)に住んだ。その子常仙は、和田村の庄屋を務めていたが、慶長3年(1598)10月には井伊直政が箕輪から高崎(和田)へ居城を移す。その際、慶長4年(1599)に常仙はお祝いとして「御樽肴」と「御竈元御焼付薪」を直政に差し上げた。また、御本丸並に四十八門の「御松建初祝五月菖蒲蓬御祝」を差し上げた。この例をもって新町は「御祝町」と名付けられ、これらの人足を新町より差し出すことが恒例となったという(No.77-1)。

主水の三男忠兵衛は、安藤対馬守（重信カ）の家臣となり、その子孫は角田藺右衛門と名を改め松平甲斐守の家臣として仕えた（No.77-1）。主水の四男平右衛門も、高崎心新町で問屋役を務め、その子（2代目）平右衛門は丹羽左京太夫に仕えていたが、父の跡目を継ぐため御暇を願い高崎に帰っている（No.76）。なお、主水の一人娘には男子があり僧となり越前国永平寺で「愚門大和尚」と名乗っている（No.77-1）。以上、角田主水及びその五人の子供の来歴のみ略記したが、系図にはそれぞれの子孫の婚姻関係の記事もあり、角田家および飯塚家が戦国期には「郷士」の出自を持ち、武士として活躍し、江戸時代になると儀右衛門や忠兵衛のように大名家の家臣となる道を選ぶ者と八左衛門や平右衛門のように高崎に定住し問屋・年寄役を務める上層町人などになる道を選ぶ者に分かれる様子が見てとれる。

角田八左衛門家は、江戸時代に新町の問屋・年寄役を務めている。問屋とは、江戸時代の宿駅の間屋場で宿駅業務（伝馬役）を指揮する役人であり宿全体の管理運営にあたった。高崎宿の場合、当初は本町だけに問屋場がおかれていたが、寛永9年（1632）に新たに田町と新町に問屋場が置かれた。日常の継ぎ立て業務は、本町（上番）が毎月1日から14日まで、田町（中番）が15日から22日まで、新町（下番）が23日から30日までの間を分担した。角田家文書には写であるが、この寛永9年時点での高崎宿の間屋役人の名前などを記した書上が残る（No.74）。年寄とは、町（宿）の運営に携わる町役人である。八左衛門家当主はこの両者を兼務した。天保9年（1838）2月には「数代問屋年寄役」を勤めたことにより「苗字帯刀」を許されている（No.104-13）。この問屋業務の関係文書としては、駄賃規定などが書かれた幕府からの定や触書の写が多く残る（No.35-1～No.38、No.39-2～39-5、No.105-1～105-7など）。また、宝永7年（1710）に松平輝貞が高崎から越後国村上への転封を命じられた際には、「殿様・御家中荷物」の舟積運送請負願を提出している（No.33）。宿駅業務以外の宿役人としての業務については、主に享保9～12年（1724～1727）頃の各種御用についての文書類を控えた「往還御用控・御城御用控・諸用日記・諸願書控証文控」（No.52-1～52-45）や

弘化5年（1848）にやはり各種御用について過去の文書も含めて控として作成された「公私萬録」（No.50-1～50-31）が参考となる。

角田家の家業としては、他に米問屋（穀屋）を経営していたことがわかる。高崎藩では、城下への信州米の流入を禁止していたが、元禄13年（1700）3月に新町の八左衛門を含む問屋役人より新町に限って信州米売買の許可願を出した。

藩主松平輝貞は新町に限り信州米問屋の開業を許可している。その米問屋の中の1軒が八左衛門家である（No.20）。しかし、同家の米問屋経営は享保9年（1724）には破たんし（No.47）、享保14年頃には、新町の問屋役も「勤め兼」ねる状況となっており、藩からの拝借金を願い出ている（No.1、No.2）。藩からの援助もあり問屋役はその後も継続することになる。この信州米に関わる関係文書としては、享保16年の「信州米請払高寛」（No.5）や享保19年の「上田藩江戸御廻米宿帰参」の願書（No.47）などがあり、信濃国上田藩との関連がうかがえる。また、この米問屋経営との関係からと推定されるが、八左衛門家は酒造株50石を所持しており、それを貸与している文書も残る（No.8、No.9、No.16）。さらに、年代は不明であるが、八左衛門家は高崎本町の間屋梶山与惣右衛門と共同で、倉賀野河岸に飛脚船問屋を開設し、江戸瀬戸物町の船問屋高橋勘兵衛と提携して江戸・高崎間の急用の荷物の請負業務を行ったらしい（No.104-7）。以上が、角田家文書から判明する同家の公私にわたる家業の概要である。

角田家文書中に残る文書で注目すべきものに絵図類がある。特に「上野国群馬郡高崎新町並同町分砂賀町下横町絵図面」（No.71）は、安政4年（1857）閏5月付の町絵図で、一筆単位の間口・奥行と持主名が記載されている。年不詳であるが同じ様な新町絵図が2点残る（No.67、No.68）。さらに、幕末期と推定される長松寺・恵徳寺・延養寺・大信寺の間取り図もある（No.58～61）。また、19通の文書を貼り継いだ1500石取りの旗本で延享3年（1746）～宝暦4年（1754）まで大坂町奉行を務めその後は旗奉行も務めた小濱周防守（隆品）宛の書状を中心とした一卷（No.43-1～43-19）は、いずれも写ではあるが前橋藩酒井家の姫路へ

の転封の件などの書状も含まれる (No.43-4)。しかし、小濱家と八左衛門家との関係については不明であり伝来理由もわからない。

江戸時代初期に酒井家次の家臣として高田・松代・庄内へと移った(初代)八左衛門の兄角田儀右衛門家とは、江戸時代中期以降、音信は途絶えていたらしい。天保11年(1840)に庄内藩酒井家は越後国長岡への転封の幕命をうけ(いわゆる「三方領知替」)、翌天保12年には転封のためおそらく酒井家藩主が江戸から中山道を通り高崎をへて長岡へ向かう予定であることを知らされた(No.85)。当時の当主八左衛門は、酒井家道中掛役人宛にかつて角田家先祖が酒井家次に旧恩をうけたことの御礼を申し上げたき旨の願書を用意する(No.31、No.86)。だが、この転封は中止となり願書は提出されることはなかった。しかし、明治元年(1868)には、酒井家藩主が中山道を通行し東京へ向かう途中の高崎で旅宿をした際に、この願書を提出することができた(No.32)。この一件は、酒井家家臣であった当時の角田儀右衛門家当主に伝わり、儀右衛門から八左衛門宛の礼状が届く(No.103)。そこには、角田儀右衛門家は、長年先祖を同じくする(同姓)信濃国松本藩の松平丹後守家臣の新井次郎兵衛家・新井佳蔵家と音信を続けており、その新井氏の系図には角田八左衛門家が記されていない旨が書かれており、八左衛門家にある角田氏系図の写を送って欲しいと書かれている。この時、儀右衛門家から送られたと考えられる新井氏系図(これによれば先祖刑部左衛門は元和3年〔1617〕に113歳で上野国新田郡新井村にて死没)の写も角田家文書中に残る(No.78-2)。また、この書状には酒井家家臣が江戸で川野辺寛の「高崎志」を一覧し、そこに角田儀右衛門家の先祖についての記事を見つけ知らせてくれた事も書かれている。角田家文書中に残る「高崎志」の抄出記事(No.73)は、この書状と共に儀右衛門家から八左衛門家に送られたものかもしれない。

角田家文書は、文書番号ではNo.117迄でレコード点数でも約250点弱と量的にはさほど多くはない。残された文書中に比較的多くを占めるのは角田家の由緒・系図・過去帳の類である。これは、角田八左衛門家にとっての酒井家次との関係の重要性はもとより、入贅に入った飯塚

家にとっての井伊直政との高崎移城時の関係の重要性が、八左衛門家が新町問屋・年寄役を継続していくための大きな根拠であったことを意味している。一方、これらの由緒書などが記された契機としては、高崎藩(あるいは幕府道中奉行)の方が、角田家に対して同家の由緒ばかりではなく高崎宿の伝馬役や故事についても尋ねており、それに対する回答としてこれらの由緒書などが作成された場合が多い。そのことは、寛文5年(1665)の文書(No.39-5)・元禄14年(1701)の文書(No.79)・寛政元年(1789)の文書(No.48-1、No.48-2)・文化元年(1804)の文書(No.19、No.30)などの宛先や端裏書から伺える。したがって、これらの文書には、角田家の由緒・系図のみではなく高崎宿に関係する記事が散見されることに留意する必要がある。なお、角田家の由緒書は、『新編高崎市史』(資料編4・中世Ⅱ)所収の元禄15年(1702)改とある「高崎近郷村々百姓由緒書」(山崎一氏収集文書)にも掲載されている。これは角田家文書中の元禄14年の文書(No.79)と慶長20年の角田儀右衛門宛の酒井忠勝感状(No.108)を合わせて書き上げたものである。

## 12. 検索手段

本目録

## 13. 関連資料

高崎宿新町関係の文書としては、M91021の牛込やす子氏所蔵(新町山崎家)文書がある。

## 14. 利用上の留意点

- ・史料の閲覧を希望する場合は、高崎市立中央図書館市史担当へ事前に相談してください。